



>>>野焼きは法律で禁止されています！<<<

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り、野外焼却（野焼き）は、一部の例外を除いて何人も行うことが禁止されています。

●「野焼き」とは？

適法は焼却施設以外で、廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といいます。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」）」で原則として禁止されています。

●「野焼き」の具体例は？

野焼きに該当するのは、地面で直接焼却する場合だけではありません。

ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。

※一般家庭から出るごみの焼却は、野焼きに該当します。

●「野焼き」に罰則はあるの？

野焼きをした人には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。

※廃掃法第25条

●「野焼き」はなぜいけないの？

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5など）の原因となるため、周辺住民の迷惑となります。

野焼きでは、通常焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。

●「野焼き」への苦情が寄せられています！

➢「家庭ごみを焼却している！」という通報が頻繁に役場に寄せられています。

⇒「煙の臭いが家の中まで入ってくる」・「洗濯物が干せない」・「煙でのどが痛い」

➢燃やす人は、

⇒「面倒くさい」・「昔から燃やしてきたから」・「自分一人くらいなら影響ないだろう」

など、簡単に考えてしまうことが多いようです。

煙は、人によって感じ方が違います。

例外的に認められる場合であっても、周囲の配慮（風向き・時間帯・量など）として最低限のマナーが必要です。また、家庭ごみを一緒に燃やす行為は違反行為となります。

近隣住民に事前に周知した後で、できるだけ乾燥した物を少量ずつ焼却してください。

なお、例外的に認められる焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は指導の対象となります。

●燃やさずにごみを処分する方法は？

家庭ごみは、野焼きせずに廃棄物の種類に応じて、「燃やすごみ」・「資源ごみ」・「粗大ごみ」などに分別して、適正に町指定のごみ収集日に出してください。

●「野焼き」の許可はできません！

役場に「野焼きをしたい」との申請がありますが、廃掃法で禁止されているため許可はできません。

◆◆焼却が例外的に認められる場合◆◆

※廃掃法第 16 条の 2 第 3 号、同施行令第 14 条

- 森林害虫等駆除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却
(例) 農林水産大臣が命じたものに限る
- 家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患した家畜の死体の焼却
(例) 家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて行う焼却
- 国や地方自治体が施設管理を行うために必要な場合
(例) 河川、道路管理上で必要となる草木等の焼却など
- 災害の予防・応急対策・復旧のために必要な場合
(例) 災害などの応急対策、火災予防訓練など
- 風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な場合
(例) どんど焼き、不要となったしめ縄・門松などを焚く行事など
- 農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
(例) 稲わら、焼き畑、畔の草、下枝、剪定枝の焼却など
- 焚き火、その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの
(例) 暖をとるための焚き火、キャンプファイヤーなど

※消防署に届出が必要です